

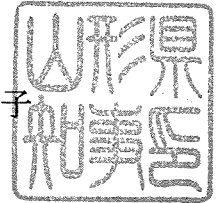


土政第 969 号

令和 6 年 2 月 26 日

山形県景観形成審議会会長 殿

山形県知事 吉村 美栄子



山形県景観形成審議会への諮問事項について

山形県屋外広告物条例（昭和 49 年 10 月県条例第 59 号）第 19 条の規定により下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項 山形県屋外広告物条例第 2 条第 1 項第 9 号の指定地域の変更について

諮 問

(諮問内容)

知事が指定する山形県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第2条第1項第9号の地域から、次の都市計画道路を削除する。

酒田都市計画道路1・3・2号酒田遊佐線

(理由)

当該区間は、日本海沿岸東北自動車道の遊佐比子～遊佐鳥海の供用開始に伴い、条例第2条第1項第6号に係る地域「高速自動車国道 県内全線（供用されている区間に限る。）」に移行するため。

■ 山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更について

1 変更理由

山形県屋外広告物条例第2条第1項は、屋外広告物が良好な景観を阻害することを防止するため、原則として屋外広告物の設置を禁止している特別規制地域を指定するもので、以下の号について変更するものである。

○第9号

高速自動車国道が都市計画決定されて供用を開始するまでの期間については、条例第2条第1項第9号により、指定地域第4項に都市計画道路を定め、規制をしている。

日本海沿岸東北自動車道 遊佐比子 IC～遊佐鳥海 IC 間については、指定地域第4項(2)「酒田都市計画道路1・3・2号酒田遊佐線」として指定地域に定めていたが、当該区間が供用開始されることにより、条例第2条第1項第6号の指定地域第3項(1)イ「高速自動車国道 県内全線(供用されている区間に限る。)」に移行するため、指定地域第4項(2)で定める都市計画道路を削除するもの。

(関係条文)

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)

(特別規制地域及び禁止物件)

第2条

次に掲げる地域、区域又は場所(自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章、第4章又は第6章の規定による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び山形県自然環境保全地域並びに自然公園法(昭和32年法律第161号)第2章又は第3章の規定による国立公園及び国定公園並びに山形県立自然公園の特別地域(以下「原生自然環境保全地域等」という。)を除く。以下「特別規制地域」という。)において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置してはならない。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めて指定する地域、区域又は場所

以下、(略)

2 変更内容（新旧対照表） 地域指定を次のように変更する。

山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号

（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域（昭和49年12月県告示第1941号））

変 更 案	現 行
<p>1～3 （略）</p> <p>4 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別 次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び前項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。</p> <p>(1) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線 (2) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線</p> <p>5 （略）</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別 次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び第4項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。</p> <p>(1) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線 (2) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線 (3) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線</p> <p>5 （略）</p>

山形県の高規格道路の整備状況

令和5年9月1日現在

日本海沿岸東北自動車道(遊佐比子IC~遊佐鳥海IC間)が令和6年3月23日に供用開始。

※ 現在、この区間が酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線になっていることから、高速自動車国道として供用開始に伴い山形県の屋外広告物規制に係る指定地域の変更を行う必要があるため、山形県景観形成審議会に諮問するもの。



() 暫きIC・JCTは仮称
● 地域活性化IC
○ 開廃IC

凡例	
高規格道路	
供用区間(有料)	■
供用区間(無料)	■
事業中区間(無料)	■
調査中区間	○
構想路線	○

高速道路整備の進捗状況	全国 ※1		東北6県 ※2		山形県	
	延長(km)	供用率	延長(km)	供用率	延長(km)	供用率
予定路線延長	11,520		1,882		340	
供用延長	10,274	89%	1,767	94%	286	84%

※1 旬刊高速道路(発行:全国高速道路建設協議会)令和5年3月25日No.1909号による
※2 全国高速道路建設協議会調査より 山形県独自集計

山形県屋外広告物条例に基づく指定地域

昭和49年12月25日山形県告示第1941号

改正

昭和51年1月9日告示第23号	昭和52年4月20日告示第637号
昭和62年3月27日告示第402号	平成2年3月13日告示第338号
平成6年3月18日告示第251号	平成9年11月18日告示第1144号
平成10年6月5日告示第592号	平成11年11月26日告示第1103号
平成22年3月23日告示第219号	平成24年3月21日告示第267号
平成26年2月4日告示第91号	平成30年2月23日告示第138号
平成31年3月29日告示第221号	平成31年3月29日告示第222号
令和4年12月9日告示第952号	

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定により知事が指定する地域を次のように定め、昭和50年1月1日から施行し、昭和36年8月県告示第645号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）は、昭和49年12月31日限り廃止する。

1 条例第2条第1項第2号に係る地域

次の建造物の周囲50メートル以内の地域

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 慈恩寺本堂 | 寒河江市大字慈恩寺所在 |
| (2) 黄金堂 | 鶴岡市羽黒町手向字手向所在 |
| (3) 羽黒山五重塔 | 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山所在 |

2 条例第2条第1項第5号に係る地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）

3 条例第2条第1項第6号に係る地域

(1) 次に掲げる道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）

- イ 高速自動車国道 県内全線（供用されている区間に限る。）
- ロ 自動車専用道路 県内全線（供用されている区間に限る。）
- ハ 主要地方道 米沢猪苗代線（通称スカイバレー）舟坂峠上り口から福島県方向 県内全線
- ニ 同 白石上山線（通称蔵王エコーライン） 県内全線
- ホ 同 鳥海公園吹浦線（通称鳥海ブルーライン） 県内全線
- へ 同 月山公園線（通称月山高原ライン） 全線
- ト 同 三瀬水沢線（起点から鶴岡市道三瀬9号線との接点（柳橋東側）までの区間に限る。）
- チ 鶴岡市道 三瀬水無線（起点から鶴岡市道水無6号線の起点までの区間に限る。）
- リ 同 三瀬9号線（一般県道三瀬水沢線との接点（柳橋東側）から鶴岡市道三瀬水無線との接点までの区間に限る。）
- ヌ 同 水無6号線（起点から高速自動車国道との接点までの区間に限る。）
- ル 県境、空港入口及びインターチェンジ（いらがわインターチェンジ及び三瀬インターチェンジを除く。）から3キロメートル以内の一般国道及び県道 県内全線

(2) 県内の鉄道全線及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域及び第5項に該当する地域を除く。）

4 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別

次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び前項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。

- (1) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線
- (2) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線
- (3) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線

5 条例第3条第1項第2号に係る地域

次に掲げる道路（第3項第1号に掲げる道路を除く。）及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）

(1) 一般国道 県内全線

(2) 県道 同

(3) 広域営農団地農道整備計画に基づき整備された道路（通称広域農道） 同

前文〔抄〕（昭和51年1月9日告示第23号）

昭和51年2月1日から施行する。

前文〔抄〕（昭和52年4月20日告示第637号）

昭和52年5月1日から施行する。

前文〔抄〕（昭和62年3月27日告示第402号）

昭和62年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成2年3月13日告示第338号）

平成2年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成6年3月18日告示第251号）

平成6年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成9年11月18日告示第1144号）

平成9年11月21日から施行する。

前文〔抄〕（平成10年6月5日告示第592号）

平成11年1月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成11年11月26日告示第1103号）

平成11年11月27日から施行する。

前文〔抄〕（平成22年3月23日告示第219号）

平成22年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成24年3月21日告示第267号）

平成24年3月24日から施行する。

前文〔抄〕（平成26年2月4日告示第91号）

平成26年2月4日から施行する。

前文〔抄〕（平成31年3月29日告示第221号）

平成31年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成31年3月29日告示第222号）

平成31年4月14日から施行する。

○山形県屋外広告物条例（抜粋）

昭和49年10月4日山形県条例第59号

（諮問）

第19条 知事は、次に掲げる場合においては、山形県景観形成審議会の意見を聞かなければならない。

- （1） 第2条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第9号並びに同条第2項第10号並びに第3条第1項第2号及び第3号並びに第17条の2第1項並びに第17条の3第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは取り消ししようとするとき。
- （2） 第4条、第9条第1項第2号、第4号及び第5号並びに同条第2項並びに同条第3項第1号並びに同条第4項の規定による定めとし、又はこれらを変更しようとするとき。

（公示）

第20条 知事は、第2条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第9号並びに同条第2項第10号並びに第3条第1項第2号及び第3号並びに第17条の2第1項並びに第17条の3第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは取り消したときは、山形県公報に公示しなければならない。